

## 特別養護老人ホーム「せんりょう万両」入居申込みについて

当施設への入居をご検討いただきましてありがとうございます。

東三河広域連合では、入居に際して「東三河広域連合標準入所指針」を策定しており、当施設でも、それに基づいて入居順位の決定を行っております。そのため、入居申し込みをされた順番どおりに入居が決定するわけではなく、緊急性、必要性が考慮されております。

### 【お申し込み方法】

必要な書類が施設に用意してありますので、基本的には直接お越しになってご記入いただきます。ただし、遠方の方やどうしても申し込みに来所できない事情のある場合は、ご相談ください。電話及び郵送等で対応します。

### 【お申し込み可能な方】

介護保険で要介護1～要介護5の認定を受けている方

### 【お申し込みに必要なもの】

- ・入居申込書
- ・東三河広域連合標準調査票
- ・介護保険証の写し
- ・居宅サービスを受けている場合、直近のサービス利用表・利用表別表の写し

### 【お申し込み後】

必要な書類が整い、施設に提出された時点で入居申し込み受付となります。

**今後、ご本人、ご家族の状況がお変わりになったり、要介護認定の変更により新しい介護保険証が交付された場合は、「変更届」に必要事項を記入し、新しい介護保険証の写しを添えて施設へ提出してください。**

**入居順は、「受付順」ではなく「優先度順」です。**

**優先度を明らかにするため、東三河広域連合標準入所指針を活用しています。**

入居できる順番になりましたら、こちらからその時点での入居のご意思を確認する連絡をいたします。その時点で入居ご希望が継続している場合は、入居のための面接を行います。このときには、その時点での身体状況、精神状況などを再確認し、施設での生活、費用面、医療面、病院入院等についてのご案内を行います。

施設では、施設職員でない第三者委員を含んで構成する入居判定委員会にて、面接結果やそのときの会議者の状況などを検討し、入居者を決定します。

待機中に、長期入院、他施設への入居、ご逝去他の理由で入居の希望がなくなったときには、必ず施設にお知らせください。